

第一フロンティア生命 / 第一生命のご案内



第一フロンティア生命は第一生命グループの生命保険会社です。第一フロンティア生命は、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。第一フロンティア生命では、販売商品の特性に合わせて専門性を高め、質の高い商品とサービスをお客さまにご提供し続けることをめざしています。

いちばん、人を考える会社になる。

第一生命

第一生命について

第一生命は、明治35年(1902年)に設立以来、100年を超える歴史のなかで、一貫して経営理念である「お客さま第一主義」の実現をめざしてきました。「社会からの高い信頼を確保し、その発展に貢献する」「お客さまの最大の満足を創るために、商品、サービス、会社の体制を最高水準に維持する」基本思想を堅持し、生涯設計に基づくお客さまの一生のパートナーであることを追求しています。

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

ハッピーになろう ダイイチフロンティア

0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日(祝祭日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00

サービス内容

- ①ご契約内容の変更のお手続き
- ②給付金などの請求のお手続き
- ③ご契約内容についてのご質問・お問合わせ



現在の積立利率、「保険料円貨入金特約」、「円貨支払特約」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容について下記の書類をご郵送します。

- 「ご契約内容のお知らせ」*年1回ご郵送します。
- 「円貨建の年金保険への移行」のお知らせ*「デイリーターゲット」を申し込まれた方のみ、目標値到達時にご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命03-6863-6211(大代表)]までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10

晴海トリトスクエア X棟15階

電話(03)6863-6211(大代表)

第一フロンティア生命
第一生命グループ

お客さまサービスセンター

0120-876-126

営業時間:月曜日～金曜日(祝祭日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00

◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

'11年7月版

登 C23F0024(H23.6.3) 営業F1333-02 '11年6月作成 リ

年金に、大きなマルを。

第一フロンティア生命の
個人年金保険

安定的に増やす。しっかり備える。

安心たいこ判

(米ドル・ユーロ・豪ドル) 通貨指定型個人年金保険

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼 商品パンフレット

この書面は「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。

ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

「商品パンフレット」▶ P1

「契約概要」▶ P8

「注意喚起情報」▶ P16

[募集代理店]

[引受保険会社]

第一フロンティア生命
第一生命グループ

「安心たいこ判（米ドル・ユーロ・豪ドル）」は、 3つの外貨と2つのタイプからお選びいただけます。

STEP
1

3つの外貨

外貨建資産で 運用します

米ドル、ユーロ、豪ドルの中から、
通貨をお選びいただけます。
ご契約時に指定の通貨建で
年金原資額が確定します。



米ドル

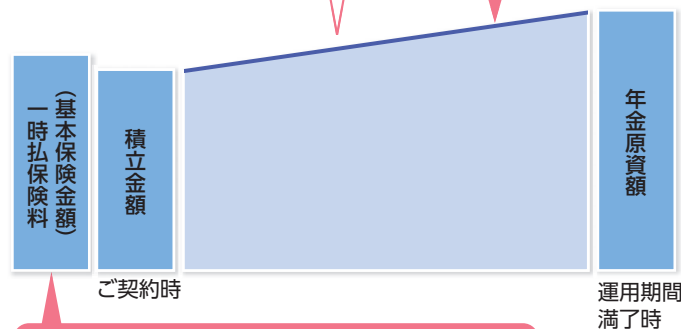


ユーロ



豪ドル

積立利率は固定



一時払保険料は、それぞれの通貨でも、
円貨でも入金することができます。

STEP
2

2つのタイプ

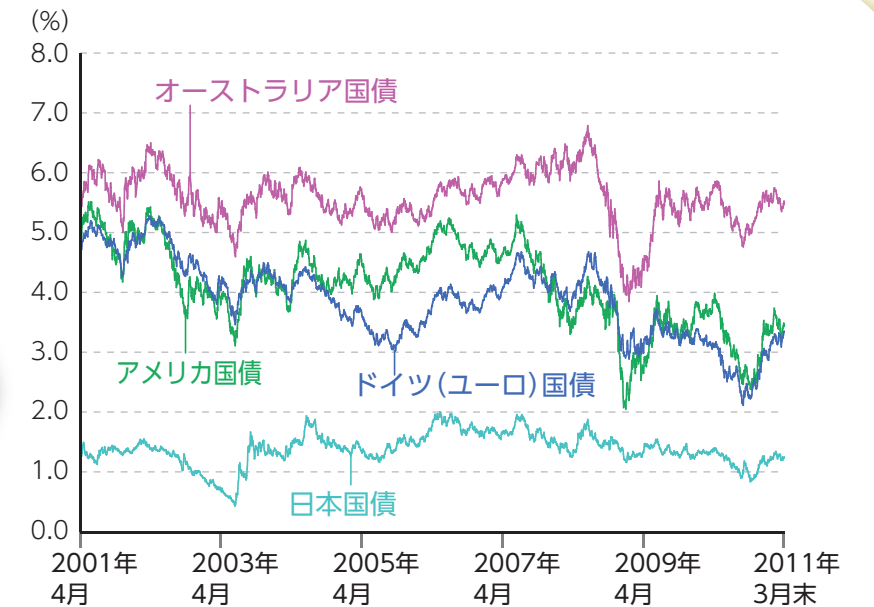
運用期間を通じ、
海外の好金利を長期にわたり
享受されたい方には

ベーシック

円貨に対し比較的好金利の
外貨で運用し、長期にわたる
収益確保をめざします。

アメリカ、ドイツ（ユーロ）、
オーストラリア国債は、
日本国債に比べて
好利回りが期待されます。

参考 アメリカ、ドイツ（ユーロ）、
オーストラリア、日本
10年国債利回りの推移



* Bloombergデータより第一フロンティア生命作成。

詳しくは P3

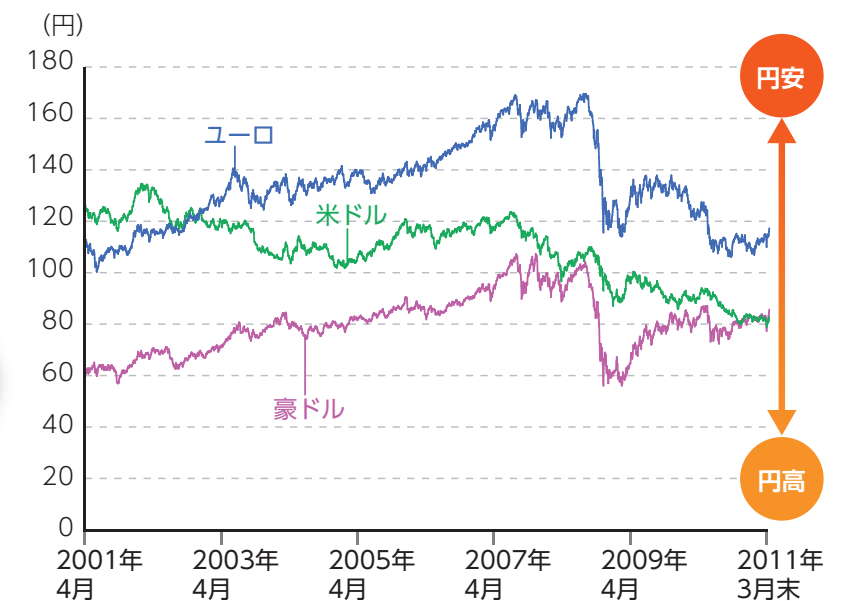
円換算で目標に到達したら、
運用成果を
確定させたい方には

デイトーターゲット

円換算での目標値を設定できます。
目標到達後は円貨建の
年金保険に移行します。

為替レートによっては、
早期に目標へ到達する
可能性が高まります。

参考 米ドル、ユーロ、豪ドル
対円為替レート (TTM)
の推移



* Bloombergデータより第一フロンティア生命作成。

詳しくは P5

⚠️ ご注意ください

「デイトーターゲット」とは、ご契約時に「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加した場合の名称です。この特約の付加はご契約時に限られます。このため、ご契約後に「ベーシック」から「デイトーターゲット」への変更はできません。なお、円貨建の年金保険への移行日の前日まで

しくみと特徴

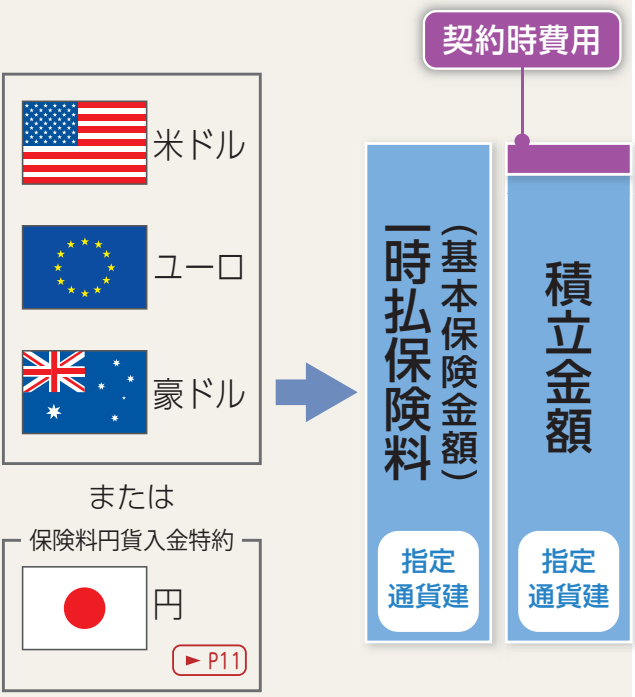
ベーシック

運用期間を通じ、海外
長期にわたり享受され
の好金利を
たい方には

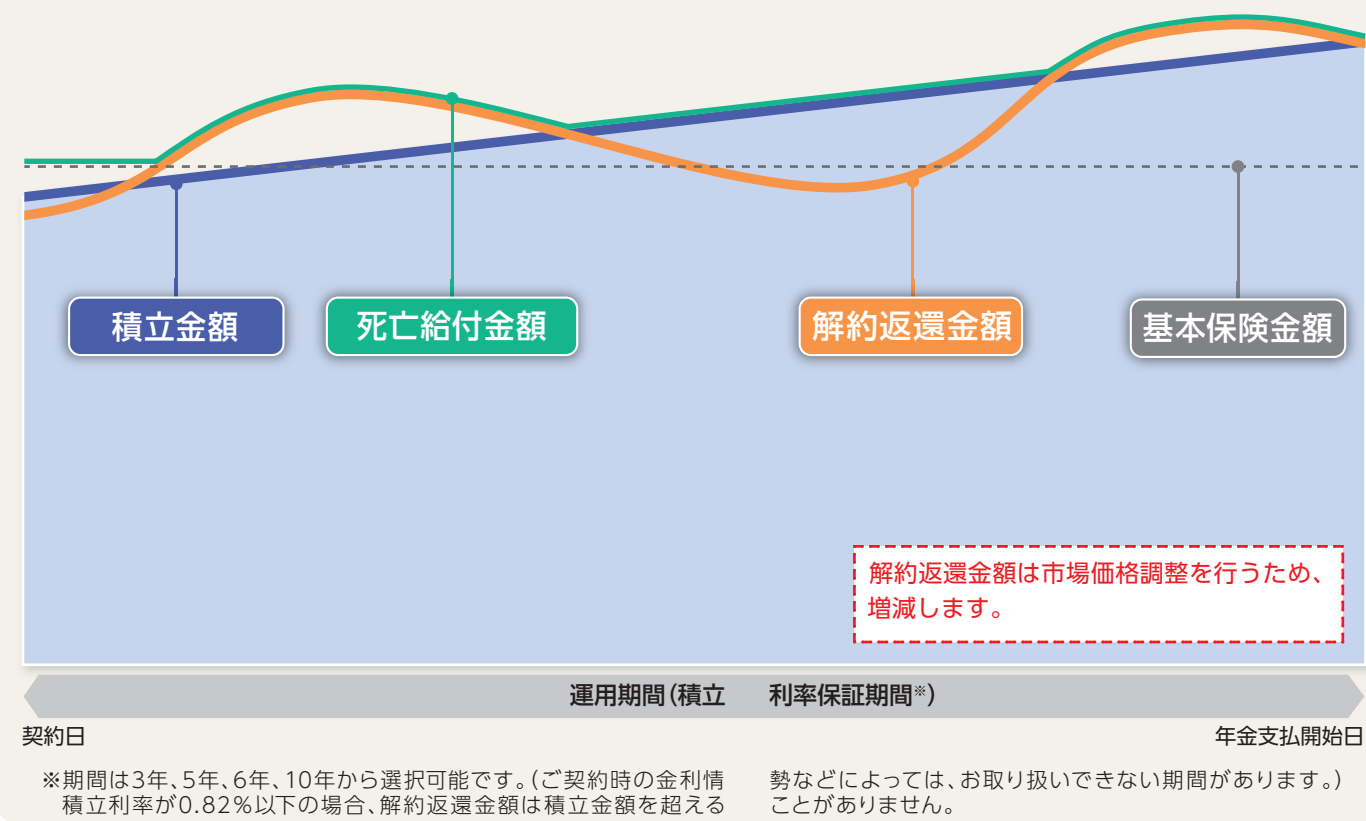
⚠️ ご注意ください

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする
個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。

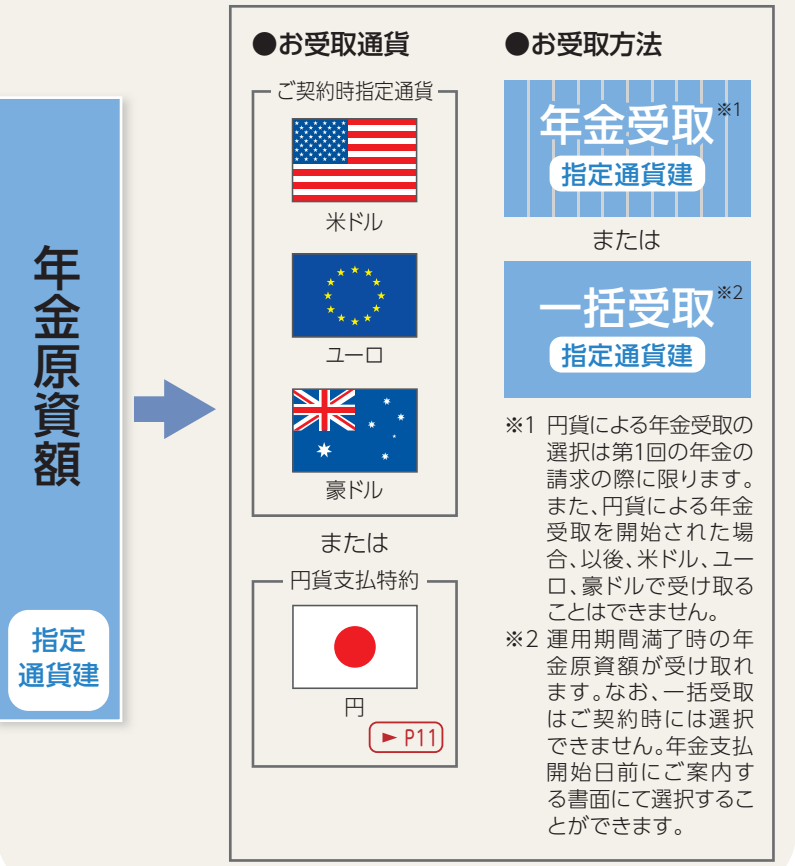
1 ご契約時に
3つの通貨からひとつ
お選びいただきます。



2 ご契約時に適用される積立利
率で、着実に
積立金額をふやせます。



3 お客さまのニーズにあわせて、
お受取方法を
お選びいただきます。



年金受取開始時期を、
変更いただくこともできます。

●早期に年金でお受け取りいただくことができます。(繰上げ年金開始に関
する特則)
●積立利率保証期間を更新(延長)し、最長 90 歳※まで運用することがで
きます。 ※被保険者の年金受取開始年齢

⚠️ ご注意ください

上記のしくみ図は積立利率保証期間を更新しない場合のイメージを表し
たものです。また、将来の死亡給付金額や解約返還金額などを保証する
ものではありません。

⚠️ ご注意ください		ご負担いただく主な費用 ▶P16		解約・減額する場合		のリスク(損失が生じるおそれ)		為替リスクについて	
この保険にかかる費用は、 下記のとおりとなります。		運用期間(積立利率保証期間)		この保険は、契約 いただいた一時払保険 料から差し引くしくみで あり、ご契約後の一 払保険料相当額を たは減額などの際 た運用資産の価値 反映させる市場価 値が一時払保 が生じるおそれが		時費用をお払い込み 料から差し引くしくみ で、定期間は積立金 額が一時下回ります。 また、解約ま に、市場金利の変動 に、解約返還金額に 格調整を行うため、 解約返還金額が一時 払保険料相当額を下 回り、損失が生じる おそれがあります。		為替相場の変動によ り、お受取時の為 替レートで円換算し た年金原資額、給 付金額、解約返還金 額など(以下「年金 原資額など」とい います。)がご契約 時の為替レートで円 換算した年金原資額 などがご契約時の 為替レートで円換算 した一時払保険料相 当額を下回り、損失 が生じるおそれがあ ります。	

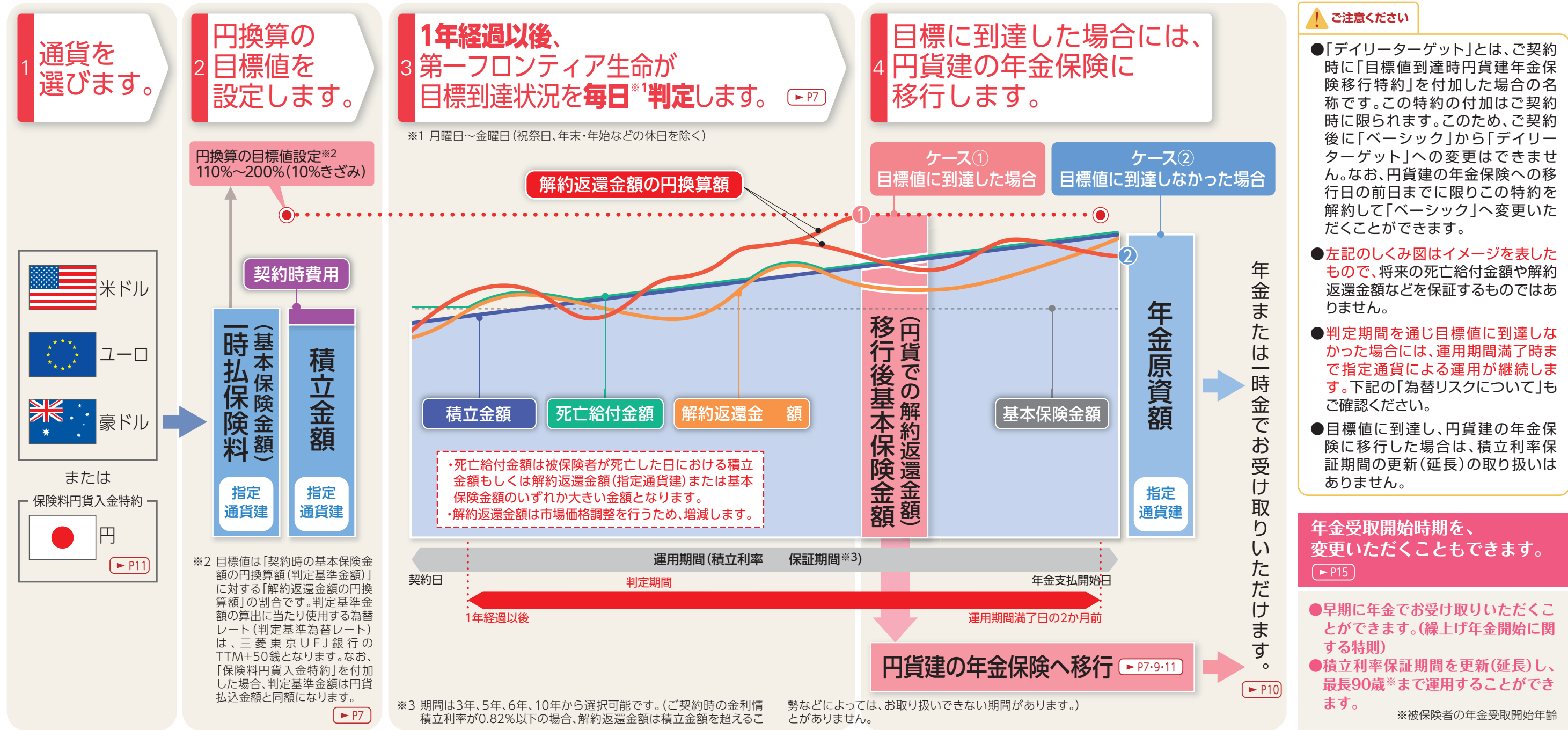
しくみと特徴

デイリーターゲット

円換算で目標に到達したら、運用成果を確定させたい方には

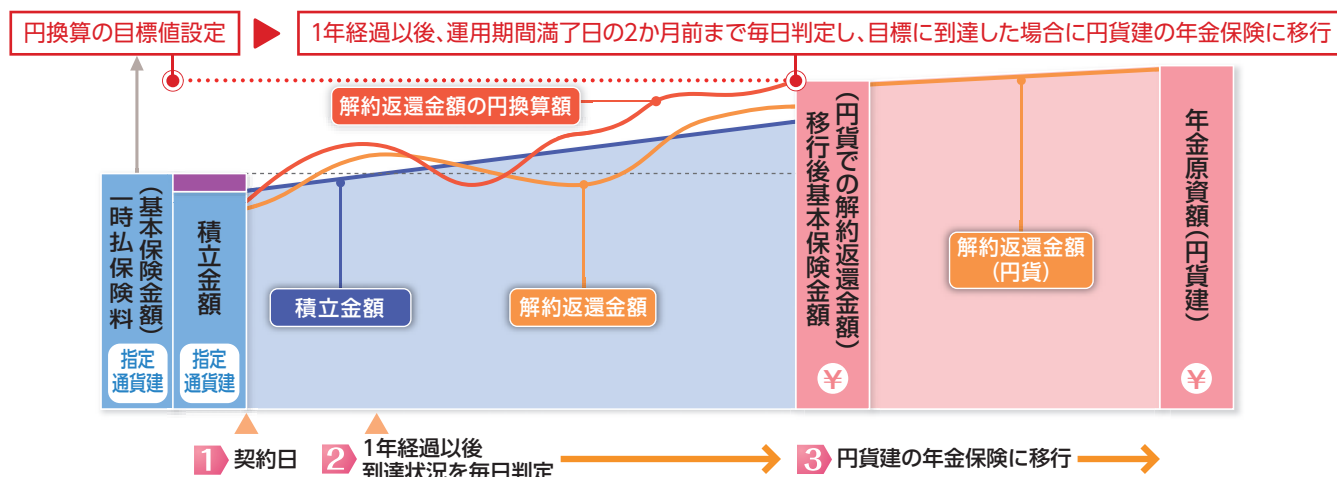
⚠️ ご注意ください

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。



デイトーゲット

運用目標への到達を、第一フロンティア生命がお客さまにかわって管理します。到達状況を、契約日から**1年経過以後毎日判定**します。



1 目標値設定

ご契約時に、目標値を設定していただきます。目標値は、「契約時の基本保険金額の円換算額 (判定基準金額) ※1」に対する「解約返還金額の円換算額 ※2」の割合で、以下の範囲とします。なお、目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます。

110% ~ 200% (10%きざみ) ※3

※1 基本保険金額を契約日の判定基準為替レートで円換算した金額となります。「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、円貨払込金額と同額となります。

※2 解約返還金額を判定日の目標値判定為替レートで円換算した金額となります。

※3 上方目標に変更する場合、250%または300%も設定いただけます。また下方目標への変更もお取り扱いします。

* 目標値判定為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

判定基準為替レート	三菱東京UFJ銀行のTTM + 50 銭
目標値判定為替レート	三菱東京UFJ銀行のTTM - 50 銭

* 上記の為替レートは2011年5月現在の数値であり、将来変更することがあります。

▶P17

2 到達状況の判定

契約日から**1年経過以後より**、運用期間満了日の2か月前まで、到達状況を**毎日※判定**します。積立利率保証期間を更新(延長)した場合でも、**契約時の基本保険金額の円換算額**に対する目標判定を、更新後の運用期間満了日の2か月前まで行います。

※月曜日～金曜日(祝祭日、年末・年始などの休日を除く)

3 目標に到達した場合、運用成果を円貨で確定自動的に円貨建の年金保険に移行

- ・移行後積立金額は、年金支払開始日の前日まで所定の利率で運用されます。
- ・移行後、解約返還金額(積立金額と同額)は市場価格調整を行わず、経過に応じて逡増します。
- ・移行後の死亡給付金・解約返還金・移行後積立期間満了時の年金原資などは、すべて円貨での受取になります。

目標に到達した場合
郵送でお知らせします。

契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

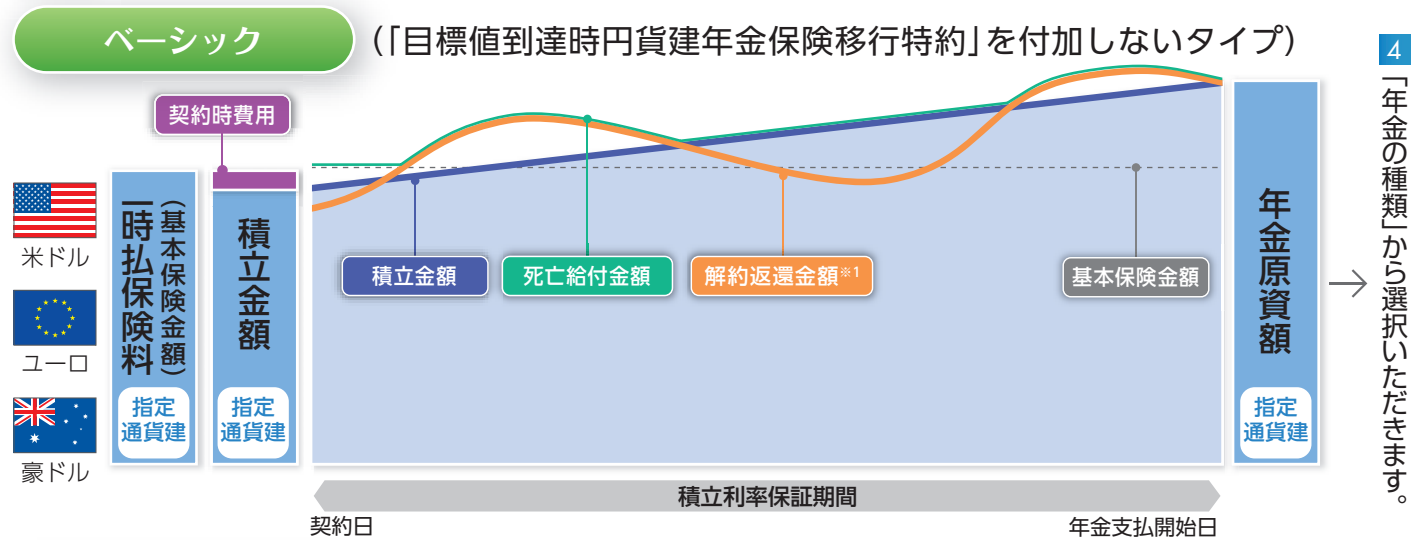
1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエアX棟15階
電話 **03-6863-6211** (大代表) ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険のポイントは以下のとおりです

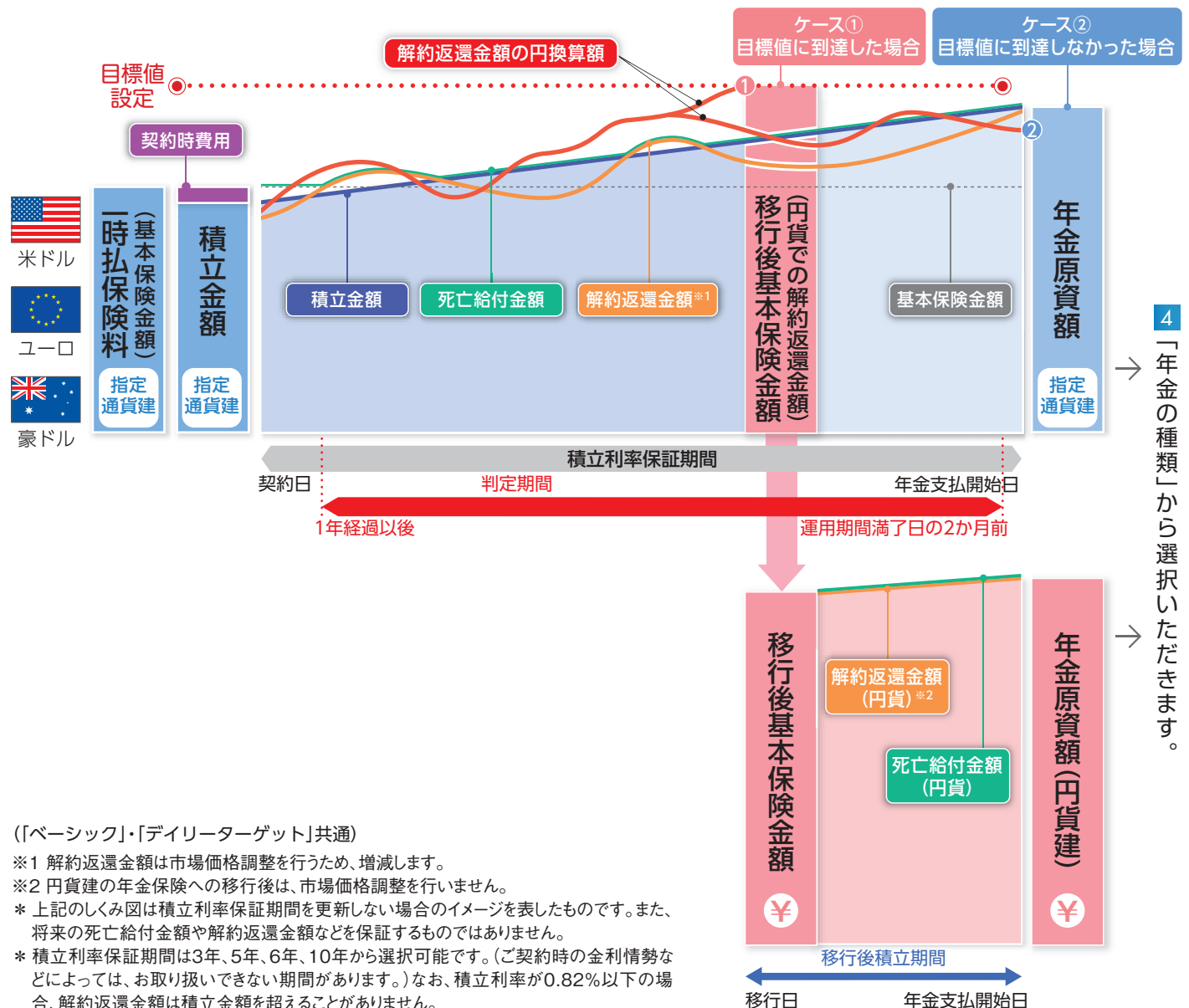
- この保険は、通貨および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率により増加した積立金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の外貨建の年金保険です。
- 通貨の種類は、米ドル、ユーロ、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。
- この保険の保険料のお払込みや年金のお受取りなど、ご契約にかかわる金銭の授受は指定された通貨で行います。「保険料円貨入金特約」「円貨支払特約」を付加することにより、円貨による授受が可能です。
- 「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」の付加により、『契約時の基本保険金額の円換算額(基本保険金額を契約日の判定基準為替レート(三菱東京UFJ銀行のTTM+50銭)で円換算した金額。ただし「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額と同額)』に対する『解約返還金額の円換算額』の割合が目標値に到達した場合、運用成果を確保して自動的に円貨建の年金保険に移行します。(移行後積立金額は、会社所定の利率による利息をつけて年金支払開始日の前日まで積み立てます。)
- 外貨建の年金原資額や死亡給付金額が外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。ただし、為替相場の変動による影響があることから、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額や死亡給付金額は、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 積立利率は通貨および積立利率保証期間ごとに毎月2回(1日と16日)設定されます。ご契約時に選択いただいた積立利率保証期間については、契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます。
- この保険は、契約時費用をお払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。年金額は、年金原資額(年金支払開始日の前日の積立金額)をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- 積立利率保証期間の満了日に限り、積立利率保証期間を更新することができます。「デイトーゲット」で目標値に到達し円貨建の年金保険に移行した場合は、更新の取り扱いはありません。
- なお、この保険は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

3 この保険のしくみ図は以下のとおりです



デ일리ターゲット（「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加するタイプ）

「デ일리ターゲット」では、目標値に到達するまでは指定通貨による運用が継続します。ケース②のように判定期間を通じ目標値に到達しなかった場合は、結果的に運用期間満了時まで「ベーシック」と同様の運用となります。



4 この保険では、年金または死亡給付金をお支払いします

年金

年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

年金の種類		年金受取開始年齢※
確定年金	一定期間、年金をお受け取りいただけます。年金受取期間は、3年～7年（1年きざみ）、10年～40年（5年きざみ）から選択できます。 年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。	3歳～90歳 * 年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。 (年金受取開始年齢+年金受取期間≤105歳)
死亡時保証金額付終身年金	被保険者が生存している限り、一生にわたって年金をお受け取りいただけます。 被保険者が死亡された場合の一時金としての受取額(死亡時保証金額) = 年金原資額 - 年金受取総額 死亡時保証期間(年金支払開始日から年金受取総額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間)中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額を一括でお支払いします。この場合、年金を継続してお支払いするお取扱いはありません。	50歳～90歳
10年保証期間付終身年金	被保険者が生存している限り、一生にわたって年金をお受け取りいただけます。 保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。 * 早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。	50歳～90歳
一括受取 (年金原資額の一時支払)	一括受取 年金原資額の一時支払を選択できます。 * ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。	

※ 年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

- 注1 年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- 注2 年金額が3,000米ドル、3,000ユーロ、4,500豪ドル(円貨の場合は30万円)に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。(一時払保険料によって、ご契約時に選択いただけない年金種類および年金受取期間があります。)
- 注3 確定年金の場合、年金のお受取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払)
- 注4 死亡時保証金額付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、死亡時保証期間の最後の年金支払の前に限り、死亡時保証期間の残存期間の未払年金に対応する責任準備金を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払) この場合、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、未払年金の一括払を受けた後に被保険者が死亡された場合および死亡時保証期間経過後に被保険者が死亡された場合には保険契約は消滅し、死亡時保証金額の支払いはありません。
- 注5 10年保証期間付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、保証期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払) この場合、保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、保証期間経過後に被保険者が死亡された場合には保険契約は消滅します。
- 注6 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。(年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。)

死亡給付金

■被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日における積立金額もしくは解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

■目標値に到達後、移行後積立期間中の死亡給付金額は、被保険者が死亡した日における移行後積立金額となります。

※責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡給付金をお支払いできないことがあります。詳しくはP18 [5](#) および「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

5 この保険には付加できる特約があります

目標値到達時 円貨建年金保険 移行特約	■この特約を付加することにより、「契約時の基本保険金額の円換算額(判定基準金額)」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、円貨建の年金保険に移行します。判定基準金額を計算するときに用いる為替レート(判定基準為替レート)は三菱東京UFJ銀行のTTM+50銭、解約返還金額の円換算額を計算するときに用いる為替レート(目標値判定為替レート)は三菱東京UFJ銀行のTTM-50銭となります。 ■円貨建の年金保険に移行後の積立金額は、年金支払開始日の前日まで会社所定の利率による利息をつけて積み立てます。移行後の解約返還金額は解約返還金計算日の積立金額となります。 ■この特約は、ご契約時のみ付加できます。契約後のこの特約の付加(「ベーシック」から「デ일리ーターゲット」への変更)は取り扱いません。移行日の前日までに限り、この特約を解約(「デ일리ーターゲット」から「ベーシック」への変更)いただくことができます。 ■目標値は110～200%から10%きざみで指定いただけます。目標値は契約後も、移行日の前日までに限り、変更できます。上方目標に変更する場合、250%または300%も設定いただけます。また下方目標への変更もお取り扱いします。 ※市場環境(P2をご参照ください。)によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえてご検討のうえ、お客さまご自身の判断によりご指定ください。
保険料 円貨入金特約	■この特約を付加することにより、保険料を円貨によりお払い込みいただくことができます。 ■外貨への換算に適用する為替レートは、保険料が第一フロンティア生命に着金した日の三菱東京UFJ銀行のTTM+50銭となります。
円貨支払特約	■この特約を付加することにより、外貨建の年金、死亡給付金、解約返還金など(以下「年金など」といいます。)を円貨により受け取ることができます。 ■この特約は、年金などのご請求の際に、その受取人からのお申出により付加できます。 ■外貨建の年金などの円貨への換算に適用する為替レートは、三菱東京UFJ銀行のTTM-50銭となります。 ■円貨による年金受取の選択は、第1回の(特約)年金の請求の際に限ります。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。年金原資額などは、第一フロンティア生命所定の為替レート(三菱東京UFJ銀行のTTM-50銭)で円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。
死亡給付金等の 年金払特約※	■この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■この特約は、ご契約時に付加できます。また、年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。 ■特約年金の受取回数は、この特約のお申込時に所定の回数(5回～40回(5回きざみ))から選択いただけます。

※ 特約年金額は、死亡給付金額をもとに、特約年金受取開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算され算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。
※ 特約年金受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。
※ 特約年金の受取回数については、特約年金受取人全員が同一となります。また、支払事由発生前に限り、ご契約者からのお申出により特約年金の受取回数は変更可能です。なお、特約年金額の最低額は受取人一人あたり3,000米ドル、3,000ユーロ、4,500豪ドル(円貨の場合は30万円)で、これに満たない場合は、特約年金にかえて一時金にてお支払いします。

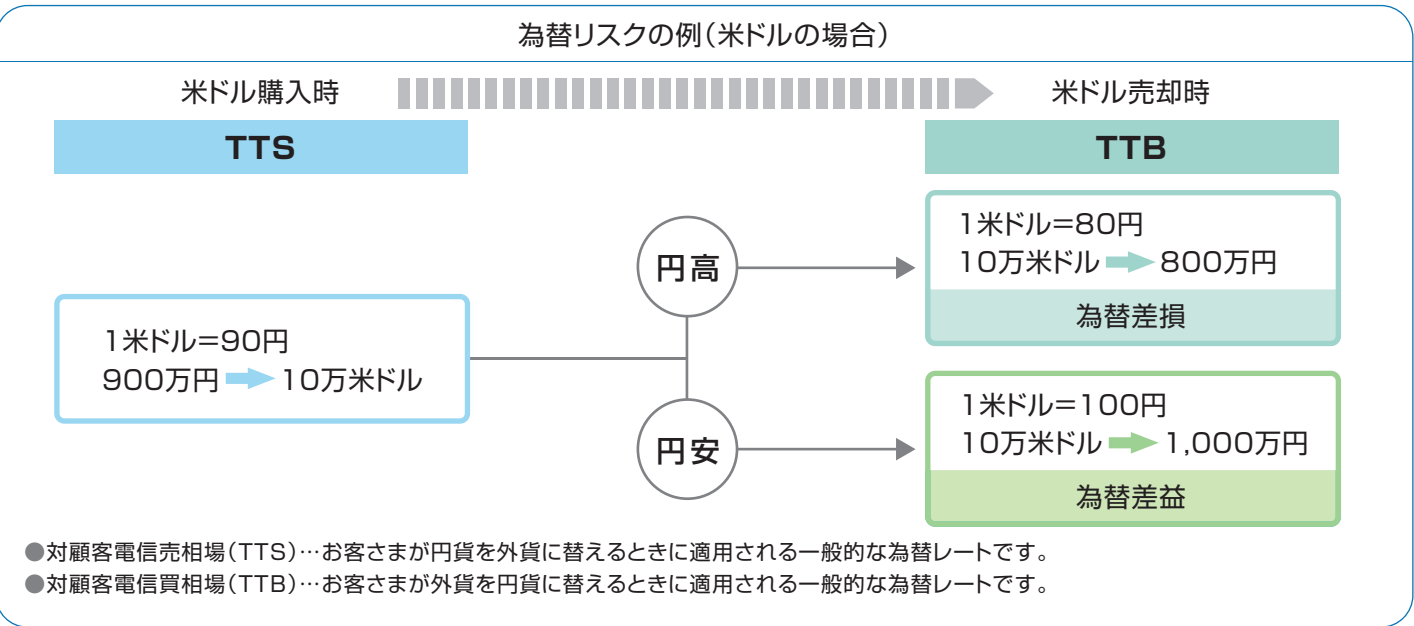
6 積立利率保証期間、契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額 (一時払保険料)		最低		米ドル	ユーロ	豪ドル												
			ベーシック	10,000米ドル (1米ドル単位)	10,000ユーロ (1ユーロ単位)	15,000豪ドル (1豪ドル単位)												
			デ일리ーターゲット	15,000米ドル (1米ドル単位)	15,000ユーロ (1ユーロ単位)	15,000豪ドル (1豪ドル単位)												
			「保険料円貨入金特約」を付加した場合、150万円(1万円単位) ただし、外貨建の基本保険金額が米ドルは10,000米ドル以上、 ユーロは10,000ユーロ以上、豪ドルは15,000豪ドル以上ある必要があります。															
		最高	5億円相当額※ ※第一フロンティア生命の定める方法で円換算します。 ※同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額個人年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。															
積立利率保証期間			3年、5年、6年、10年、(1年※) ※積立利率保証期間1年は、更新時のみ選択可能です。 ※ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない期間があります。															
契約年齢			<table><tr><th colspan="4">積立利率保証期間</th></tr><tr><td>3年</td><td>5年</td><td>6年</td><td>10年</td></tr><tr><td>0～87歳</td><td>0～85歳</td><td>0～84歳</td><td>0～80歳</td></tr></table> ※ご契約時における被保険者の満年齢				積立利率保証期間				3年	5年	6年	10年	0～87歳	0～85歳	0～84歳	0～80歳
積立利率保証期間																		
3年	5年	6年	10年															
0～87歳	0～85歳	0～84歳	0～80歳															
年金受取 開始年齢	確定年金		3歳～90歳 ※年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。 (年金受取開始年齢+年金受取期間≦105歳)															
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		50歳～90歳															
年金受取人			ご契約者または被保険者から指定															
死亡給付金受取人			被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 ※ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。															
後継年金受取人			被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 ※後継年金受取人は1名のみ指定できます。 ※ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。															
年金種類の変更			年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。															
年金受取期間の変更			年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。(確定年金のみ)															
年金支払開始日の変更			繰上げ年金開始、積立利率保証期間の更新を取り扱います。 ※「デ일리ーターゲット」で円貨建の年金保険に移行した場合、更新は取り扱いません。															
保険料の払込方法			一時払のみ取り扱います。															
解約			解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 ※請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします。)を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。															
基本保険金額の変更		増額	取り扱いません。															
		減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000ユーロ、15,000豪ドル以上ある必要があります。なお、残存部分は継続します。															
契約者貸付			取り扱いません。															

7 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

8 この保険には為替リスクがあります

- この保険は外貨建ですので、為替相場の変動による影響を受けます。
- 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額、給付金額、解約返還金額など(以下「年金原資額など」といいます。)がご契約時の為替レートで円換算した年金原資額などを下回る場合や、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額などがご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる為替リスクは、ご契約者または年金・給付金などの受取人に帰属します。



*対顧客電信売買相場仲値(TTM)…対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の仲値です。
*為替相場に変動がない場合(TTMが同値の場合)でも、TTS・TTBには為替手数料が反映されており、為替レートに差があることから、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

9 解約返還金額の計算に際しては、市場価格調整を行います

- 積立利率保証期間中、移行後積立期間中にご契約を解約・減額した場合、解約返還金が支払われます。

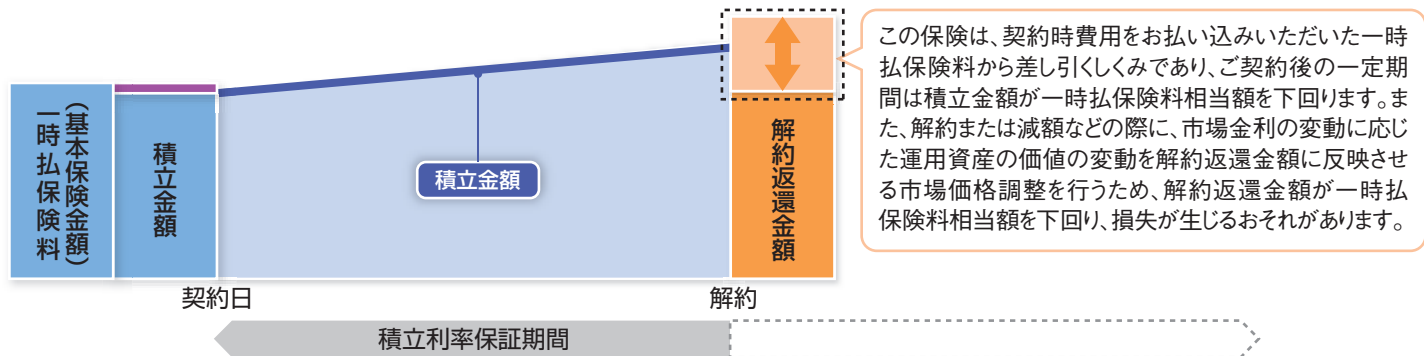
市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。
- 解約・減額に加えて、繰上げ年金開始をした場合の年金原資額の計算に際しても、市場価格調整が適用されます。
- 円貨建の年金保険への移行後は市場価格調整を行いません。したがって、解約返還金額は積立金額と同額となります。

解約返還金額の計算方法

$$\text{解約返還金額} = \text{解約返還金計算日の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \times \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.45\%} \right]^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$$

*「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。
*「解約返還金計算日の積立利率」とは、解約返還金計算日を積立利率保証期間の更新日とみなした場合に、指定通貨と同一の通貨の種類でこの保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。
*「残存月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。



解約返還金額の例

基本保険金額(＝一時払保険料)が100,000米ドル、適用されている積立利率が2.50%の場合

●積立利率保証期間:3年

経過年数	積立金額(米ドル)	解約返還金額(米ドル)		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	99,937	97,168	99,065	101,018
2年	102,435	101,007	101,988	102,988
3年	104,996	104,996	104,996	104,996

●積立利率保証期間:5年

経過年数	積立金額(米ドル)	解約返還金額(米ドル)		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	98,912	93,507	97,194	101,064
2年	101,385	97,201	100,061	103,035
3年	103,919	101,041	103,013	105,044
4年	106,517	105,032	106,052	107,092
5年	109,180	109,180	109,180	109,180

●積立利率保証期間:6年

経過年数	積立金額(米ドル)	解約返還金額(米ドル)		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	98,400	91,725	96,268	101,083
2年	100,860	95,349	99,108	103,054
3年	103,381	99,115	102,031	105,063
4年	105,966	103,030	105,041	107,112
5年	108,615	107,100	108,140	109,201
6年	111,330	111,330	111,330	111,330

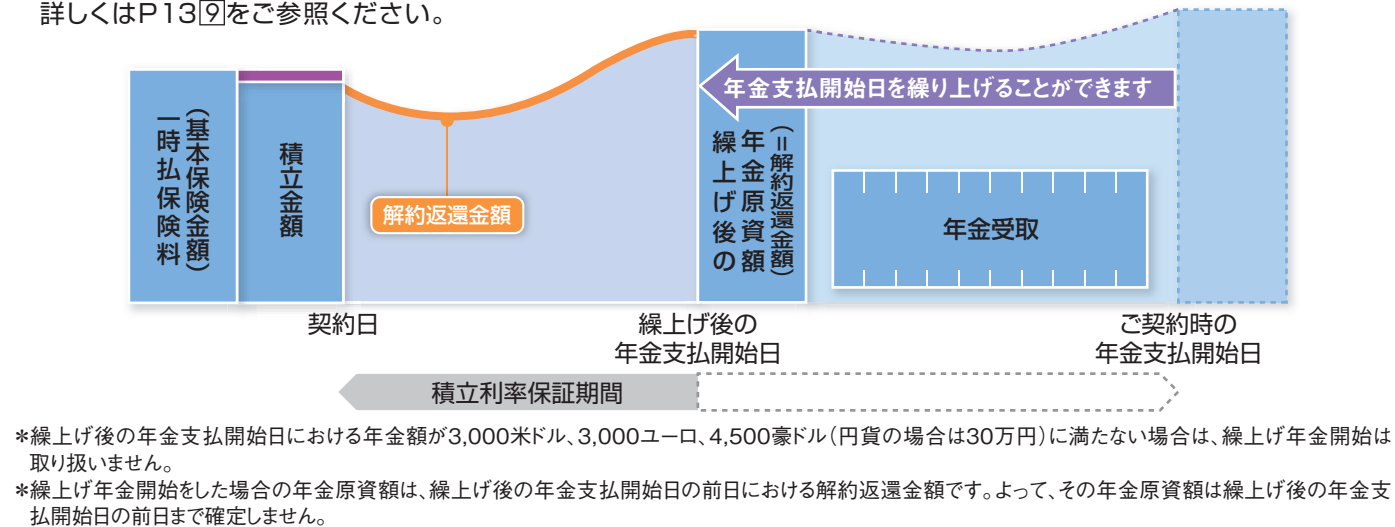
●積立利率保証期間:10年

経過年数	積立金額(米ドル)	解約返還金額(米ドル)		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	96,350	84,907	92,625	101,130
2年	98,758	88,261	95,357	103,102
3年	101,227	91,747	98,170	105,112
4年	103,758	95,371	101,066	107,162
5年	106,352	99,138	104,048	109,252
6年	109,011	103,054	107,117	111,382
7年	111,736	107,125	110,277	113,554
8年	114,529	111,357	113,530	115,768
9年	117,393	115,755	116,879	118,026
10年	120,327	120,327	120,327	120,327

*「積立利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日の積立利率」と「適用されている積立利率」との差のことをいいます。例示の積立利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。
* 積立金額および解約返還金額は、年単位の契約応当日の前日の金額を例示しています。
* 上表に記載の積立金額および解約返還金額の数値は、1米ドル未満切捨てにより表示しています。

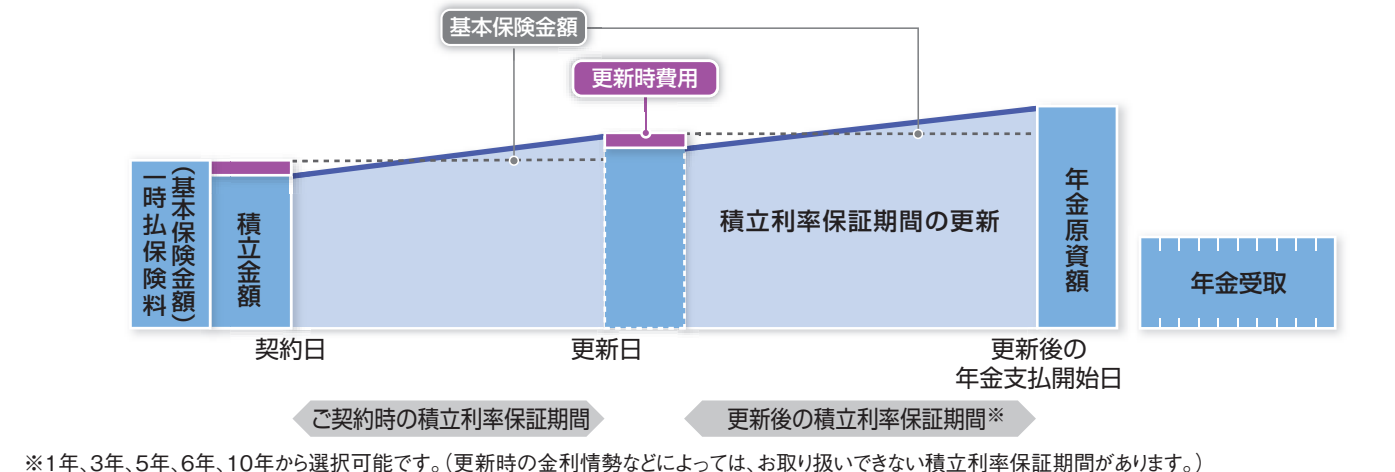
10 年金支払開始日を繰り上げることができます

- 契約日から起算して1年以上経過している場合で、年金支払開始日前に限り、いつでも「繰上げ年金開始に関する特則」を適用して、年金支払開始日を繰り上げることができます。
- 繰上げ後の年金支払開始日は、お客さまサービスセンターがこの特則の適用のお申込みを受け付けた日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日となります。
- 繰上げ年金開始をした場合の年金原資額は解約返還金額となりますので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。詳しくはP13⑨をご参照ください。



11 積立利率保証期間を更新することができます

- 積立利率保証期間の満了日に限り、第一フロンティア生命の承諾を得て、積立利率保証期間を更新することができます。この場合、更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額から更新時費用【P16をご参照ください】を差し引きます。
- 年金支払開始日における被保険者の満年齢が90歳を超えない範囲で更新できます。
- 更新後の通貨はご契約時の指定通貨と同一となります。
- 更新後の積立利率保証期間については、積立利率保証期間更新日（「更新前の積立利率保証期間の満了日の翌日」となります。）の積立利率が更新日からその期間の満了日まで適用されます。
- 更新後の年金支払開始日は、更新後の積立利率保証期間の満了日の翌日となります。
- 更新後の基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日における積立金額と同額となりますが、更新時費用を差し引きますので、更新から短期間で解約された場合の解約返還金額は、基本保険金額よりも少ない金額となることがあります。
- 「デ일리ターゲット」で目標値に到達し円貨建の年金保険に移行した場合は、更新の取り扱いはありません。



12 お客さまにご負担いただく諸費用は、以下のとおりです

- この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、積立利率保証期間更新時は「更新時費用」、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。この他に外貨のお取扱いに必要な費用をご負担いただくことがあります。
- 費用の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。



お客さまにご負担いただく諸費用について

- この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、積立利率保証期間更新時は「更新時費用」、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。この他に外貨のお取扱いに必要な費用をご負担いただくことがあります。

ご契約時

項 目	費 用			
契約時費用 ご契約の締結に必要な費用です。	基本保険金額に対して			
	積立利率保証期間			
	3年	5年	6年	10年
	2.5%	3.5%	4.0%	6.0%

積立利率保証期間中

- 直接ご負担いただく費用はありません。
- ※保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いております。

積立利率保証期間の更新時

項 目	費 用				
更新時費用 積立利率保証期間の更新に必要な費用です。	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して				
	積立利率保証期間				
	1年	3年	5年	6年	10年
	0.2%	1.1%	1.8%	2.1%	3.6%

年金受取期間中

項 目	費 用
保険契約関係費※1（年金管理費） 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 1.4% ※2

※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。）の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2011年5月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

※2 「円貨支払特約」を付加した場合、および「デ일리ターゲット」で円貨建の年金保険に移行後、円貨で年金を受け取る場合は**1.0%**。

保険料を円貨によりお払い込みいただく場合などの費用

■「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨によりお払い込みいただく場合、「円貨支払特約」を付加して外貨建の年金額、給付金額、解約返還金額などを円貨によりお受け取りになる場合、および「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加して円貨建の年金保険に移行した場合には、下記のと通りの為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客様の負担となります。対顧客電信売買相場仲値(TTM)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

「保険料円貨入金特約」における為替レート	三菱東京UFJ銀行のTTM+50銭
「円貨支払特約」における為替レート	三菱東京UFJ銀行のTTM-50銭
「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート	三菱東京UFJ銀行のTTM-50銭

*上記の為替レートは、2011年5月現在の数値であり、将来変更することがあります。
*対顧客電信売買相場仲値(TTM)についてはP13[8]をご参照ください。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金額、給付金額、解約返還金額などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客様の負担となります。
*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。



解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、契約時費用をお払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約、減額または繰上げ年金開始の際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整【P13[9]をご参照ください】を行うため、解約返還金額(繰上げ年金開始をした場合の年金原資額)が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。



為替リスクについて

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額、給付金額、解約返還金額など(以下「年金原資額など」といいます。)がご契約時の為替レートで円換算した年金原資額などを下回る場合や、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額などがご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

1

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者(以下「お申込者など」といいます。)は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内**(土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます。)であれば、第一フロンティア生命あての書面(消印有効)での郵便によるお申出によりご契約の**お申込みの撤回またはご契約の解除**(以下「お申込みの撤回など」といいます。)をすることができます。
- お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額をお申込者などに全額お返しいたします。
- 外貨でお払込みの場合は、当社にお払い込みいただいた一時払保険料充当金と同額を外貨で、「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額と同額を円貨でお返しいたします。お客様が外貨をお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。
- ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。
- クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度について」をお読みください。

2

告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3

ご契約時に適用される積立利率は、契約日における積立利率となります

- ご契約時に適用される積立利率は、**契約日(保険料が第一フロンティア生命に着金した日)の積立利率となります。**
- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、**契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。**
- 積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

積立利率は、通貨および積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた国債(米ドルの場合はアメリカ国債、ユーロの場合はドイツ国債、豪ドルの場合はオーストラリア国債)の流通利回りを指標金利とし、その指標金利を参考に、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うために必要な費用を考慮したうえで、毎月2回設定されます。ご契約時に選択いただいた積立利率保証期間については、契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます。積立利率は、一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額に適用されます。したがって、一時払保険料に対する実質利回りは、積立利率よりも低くなります。

4

保障の開始は以下のとおりとなります(保障の責任開始期)

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が**一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客様と第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、解約返還金などが借入元利息を下回り、借入元利息を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入を前提としたお申込みはお取り扱いできません。

5

死亡給付金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**)
- 死亡給付金を**詐取る目的で事故を起こしたとき**など重大事由によりご契約が解除となった場合
- 死亡給付金の**不法取得目的**によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺**によるものとしてご契約が取消しとなった場合

6 年金をお支払いできない場合があります

- 年金額が3,000米ドル、3,000ユーロ、4,500豪ドル(円貨の場合は30万円)に満たない場合。この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
- 年金の種類が死亡時保証金額付終身年金または10年保証期間付終身年金で、年金支払開始日における年金額が、同一の被保険者について、この保険の既契約およびその他の第一フロンティア生命の年金保険(年金の種類が確定年金である場合を除きます。)の年金額を通算して3,000万円※を超えることとなる場合。この場合、その超える部分については年金の支払いを行わず、年金原資額のうちその超える部分に対応する金額を、ご契約者にお支払いします。
※第一フロンティア生命の定める方法で円換算します。
- 年金の免責事由に該当した場合(年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき)

7 解約返還金額の計算に際しては市場価格調整を行いますので、そのときの市場金利により、解約返還金額が増加または減少することがあります

- 解約返還金額の計算方法など詳細はP13⑨をご参照ください。

8 この保険には為替リスクがあります

- この保険は外貨建ですので、為替相場の変動による影響を受けます。
- 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額、給付金額、解約返還金額など(以下「年金原資額など」といいます。)がご契約時の為替レートで円換算した年金原資額などを下回る場合や、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額などがご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる為替リスクは、ご契約者または年金・給付金などの受取人に帰属します。

9 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時に約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

10 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

11 税務のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務上のお取扱いは2011年5月現在のもので、法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

- つぎの基準により円貨に換算したうえで、円貨建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

項目		円換算日	換算時の為替レート
保険料		保険料領収日(契約日)	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値(TTM)
解約返還金	源泉分離課税となる場合	解約返還金計算日(請求書類の受付日)	円換算日最終の対顧客電信買相場(TTB)
	所得税(一時所得)となる場合		円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡給付金 死亡時保証金額	相続税となる場合	支払事由発生日	円換算日最終の対顧客電信買相場(TTB)
	所得税(一時所得)となる場合		円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値(TTM)
年金原資額の 一時支払	源泉分離課税となる場合	年金支払開始日	円換算日最終の対顧客電信買相場(TTB)
	所得税(一時所得)となる場合		円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値(TTM)
(特約)年金		(特約)年金支払日	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値(TTM)

- *対顧客電信売買相場仲値(TTM)、対顧客電信買相場(TTB)についてはP13⑧をご参照ください。
- *「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。
- *「円貨支払特約」または「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

- 一時払保険料を外貨預金などのお手持ちの外貨でお払い込みいただく場合の保険料の円換算に際しては、外貨預金などへの預入などを通じて外貨に交換した時点の為替レートではなく、契約日(保険料領収日)の対顧客電信売買相場仲値(TTM)により取り扱われますのでご注意ください。

ご契約時

- お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	---

積立利率保証期間中

解約・減額時の差益に対する課税

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20%源泉分離課税	所得税（一時所得※）＋住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税（一時所得※）＋住民税	

死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得※）＋住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

年金受取期間中

一括受取（年金原資額の一部支払）時の課税

契約日から年金支払開始日までの年数	年金原資額の一括受取時
5年以下	20%源泉分離課税
6年以上	所得税（一時所得※）＋住民税

※ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金	所得税（雑所得）＋住民税	所得税（一時所得※）＋住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税（雑所得）＋住民税

※ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

死亡時保証金額受取時の課税

契約形態	契約例				課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金 受取人	後継年金 受取人	
被保険者と年金受取人が別人	A	B	A	－	所得税（一時所得※）＋住民税
被保険者と年金受取人が同一人	A	A	A	B	相続税

※死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人（年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人）に支払われます。

※ 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象額 =
$$\left(\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{(受取額)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{必要経費} \\ \text{(払込保険料)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

12 この保険にかかわる指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です

■社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。お問い合わせ先については、第一フロンティア生命お客さまサービスセンター（0120-876-126）までご照会ください。（生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）

■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

■この保険にかかわる認定投資者保護団体は社団法人生命保険協会です。認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引にかかる消費者の苦情の解決や、争いがある場合のあっせんを行う民間団体です。（平成23年10月1日をもって、社団法人生命保険協会は認定投資者保護団体としての認定業務を廃止いたします。）

13 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

■お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合、すみやかにご連絡ください。

■死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。

■第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

14 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。

■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター

ハッピーになろう ダイイチフロンティア
☎ 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）
9:00～17:00